第 195 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会　議事概要

開催日時：令和８年９月 16 日（水）13：10～14：54
場　　所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎４号館８階）
出 席 者：
〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二朗構成員、大橋真由美構成員、髙橋滋構成員、平田彩子構成員
〔政府〕橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、大上明子内閣府地方分権改革推進室参事官、黒田夏子内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官
※各府省庁の出席者については配布資料を参照
主な議題：令和８年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省庁からのヒアリング）

関係府省庁からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番 18：認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行（デジタル庁、厚生労働省）＞

（大橋部会長）具体的に国家資格システムについての改善を進めるという御回答があって大変嬉しいが、令和８年の提案募集で検討している場合、普通は令和９年にしますという話が出てくるところが、いきなり令和10年度以降と書いているため、後ろが見えない。提案団体も一体何が起きるのだろうという予測がつかないため、まず、具体的な検討スケジュールを示していただきたい。また、なぜこれが令和10年度になっているのかということ、令和10年度にやっていただけると考えているが、これが後ろに延びていくリスクがあるかどうか、見通しを教えていただきたい。

（厚生労働省）まず、最後の令和10年度以降と書いてあり、いつになるか分からないのではないかという御質問については、できれば令和10年度からやりたいと思っている。以降と言っているのは、希望する自治体が、令和10年度、11年度と徐々に参入することが想定されるためであり、基本的には令和10年度を目指してやっていきたいと思っている。なぜ令和９年度ではなくて令和10年度なのかであるが、現状では国家資格システムの活用を進めるということを正式に決定しているわけではないため、予算確保や、都道府県ごとに既存のシステムを導入している自治体、していない自治体など、様々なパターンがあるため、それぞれの都道府県においてどのような形で業務フローを見直していただくのか、その上で、自治体の方でシステム改修、あるいは導入に係る予算確保など、ネットワーク環境の整備等が必要になってくると認識している。もちろんできるだけ早く進めていきたいため、引き延ばすつもりは全くないが、現実的なところとして令和10年度以降になっていくという見通しを立てている。

（大橋部会長）今お話にあったように、参加を希望している都道府県は令和10年から実現が可能で、予算の問題など、いろいろな点を検討することを令和９年度に実施し、あとは希望に応じてやっていくという形でスケジュールを具体的に示していただきたい。まず、希望する都道府県という形で入るというのはいいかと思うが、この仕組みは今、国全体が内閣を上げてオンライン化の方に進む中、システムがあり、しかも３資格は既にオンライン化している。システム化すれば、具体的にメリットとして、例えば住基ネットとの連携や、氏名変更、死亡届の移動を職権処理できるというプラス面がある。それにもかかわらず、いつまでも使うかどうかは自由ですという形で傍観するのは、主務官庁としてはのんびりしすぎている気がする。お年寄りがいる、職員が慣れていないという現状を前提にするのではなく、最初の都道府県が令和10年度に導入した後は引き続き便利だ

からやってくださいという形で、推進していくことも一緒に進めると宣言していただきたい。
（厚生労働省）おっしゃるとおりだと思っており、今回、アンケートは２次ヒアリングに間に合わせることを踏まえ８月下旬に実施したが、都道府県からすれば、どういう仕組みになるのか、ランニングコストがどうなっていくのか、デジタル資格者証を原本にしたときにどういうメリットがあって、あるいは既存の事務を変更しなくてはいけないのかなど、検討材料がないと、本当のところでは移行するという判断がなかなかできないところがあるため、今後、システムの具体的な仕様を進める中で、都道府県には丁寧に御説明をして、是非導入できる方は導入してくださいという形でお勧めしていきたいと思っている。
（大橋部会長）制度の活用を広めることも同時にシステム化と並行して行うことをお願いしたい。原本化の話だが、今回デジタル資格者証を利用したいといって利用開始した都道府県がいるにもかかわらず、原本として扱わないという形を採る必要はないため、全国一律で原本化することは先になるかもしれない。まず、この制度に乗ることを表明された都道府県については、デジタル資格者証を原本とすることはあり得る選択だと思うが、いかがか。
（厚生労働省）部会長から御指摘のとおり、ほかの国家資格で既にデジタル資格者証を原本として実務を運用しているところが中小企業診断士のようにあると承知している。基本的には同じような形で可能なのではないかと思っているが、認定特定行為業務従事者認定証がどういう場面で原本を確認するのか、個々の行為のときに確認する、あるいは自治体の監査のときに確認するというような、ユースケースに合わせて、どういった形で、デジタルに切り替えられるのかについて、どういう課題や、どういうメリットが生まれるのか、そういったことをよく勉強して都道府県とも意見交換の上でやっていかなくてはいけないと思っている。御趣旨としては当然認識しているが、そういったことも含めて導入に向けて検討していきたい。
（髙橋構成員）原本化するのかどうか全国的にきちんと位置付け、統一的な仕組みとしては原本化した上で、まだ選択できないところについては紙の資格証の発行を認める方が、原本化の整理として筋がいい気もするが、そこはどのようにお考えか。
（厚生労働省）髙橋構成員から御指摘いただいたことがイメージとしては一つあるため、御指摘も踏まえて検討していきたい。
（大橋部会長）デジタル化に踏み出した都道府県が手を挙げたときに、さらにその都道府県に判断の余地を与えて、デジタル証を原本にするかしないか私どもで決めますということは、この仕組みに逆行するような気がするため、デジタル資格者証については原本とすることを原則にした上、なお残る問題については検討を行うという形で処理することになると思う。既に先行している３資格はどうなっているのか。
（デジタル庁）原本化というものは、従来の紙の資格者証ではなくオンラインの申請の届出などをしていただいた方について、わざわざ紙の交付をしないで、オンラインの申請であるため、オンラインでデジタル資格者証を交付し、マイナポータルでダウンロードできるようにすることで、相手方に資格を提示や交付するという方法で、わざわざ紙は要らないという取扱いにしている資格が３資格、国土交通省で２資格、中小企業庁で１資格、取扱いをされている。国土交通省の場合は省令改正をして、資格者証の記載に電磁的記録も括弧書きで追加をし、電磁的記録を交付するパターンを追加することで、どちらかを交付するという制度的な措置を行い、オンラインで来たらデジタルで渡し、紙申請が来たら紙で渡す。マイナンバーカードを使えない人はオンライン申請ができないため、どうしてもそういう方が残る。さらに国土交通省の場合は原則オンライン申請と運用でしており、どうしても困る方だけ紙申請にしてくださいという、事実上オンラインに寄せて、効率化やメリットも増やそうという工夫もされている。そのため、こういった情報も共有しながら、あわせて、真正性の確認など、デジタルの方がより優れている点もあるため、厚生労働省と一体で、先ほどのスケジュールで連携して進めていきたい。
（大橋部会長）デジタル資格者証を原本とするということで失われるものはなく、むしろ便利なものを使いなが

ら、紙についても配慮ができることを既にやっている資格が３資格あるということからすると、本件については、資格の中身により異なる話でもない気がする。そうすると、回答に記載の、対応困難であるというものは原本化についても既に他の仕組みで知見があるためそれを参考にしていただき、令和９年、準備期間があるため、令和10年を目指してデジタル資格者証の原本化をやっていただくようお願いしたいが、いかがか。

（厚生労働省）表現が、対応困難という形で書いているが、これは全部紙を廃止してしまい、デジタル資格者証だけにすることをこのように表現してしまったが、イメージとしては同じように考えているため、表現ぶりも含めて進め方についてもそのような形で考えていきたい。

（勢一部会長代理）御検討いただけるということで、是非よろしくお願い申し上げる。今回、アンケートを取っていただき、非常に重要な現場の声ということで、かなり丁寧に受け止めていただいたと思っている。確かにややネガティブな回答をしている都道府県が少なからずあるが、ネガティブな回答になっている理由を丁寧に見てみると、目の前で変わってしまうとどうなるかという御懸念をお持ちの回答のように見える。先ほどお話しいただいたが、具体的にどのような設計になるのか、どのタイミングでどうなるのかという具体的なお話をしていただき、更に中期的にはデジタルへの移行という方針を国もしっかりお持ちだというところも併せてお示しいただければ、おそらくネガティブな回答は随分なくなってくるのではないかと思う。是非そういう形で現場の声を受け止めて御検討いただければと思う。

（厚生労働省）引き続き都道府県との対話をしっかりやっていきたいと思う。

（大橋部会長）国からも強く言っていただき、デジタル庁と連携して進めていただければと思う。

＜通番 36：社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し（厚生労働省）＞

（大橋部会長）結局これは二重払いになっていることが問題。二重払いになっていることについて被保険者から理解が得られないということで、実際に現場で問題が起きている。執行上の問題があるということで、去年、提案が出てきて、課題の解決をお願いした。そうしたら、そのときにはベンダーと保険組合の意見も聞いてみましょうということで、今回時間をかけた。根本の問題は、１人の被保険者が二重払いをしていることについての理解が得られないこと。保険制度はこういうものだという説明があったが、保険制度でそういう二重払いをさせるということ自体、大きな欠損ではないかという気がするので、そこのところを直していただきたい。

　この提案募集の仕組みは、現行制度を前提として、その下でどうという制度の理解の話ではなくて、執行上の問題が出ているのであれば、法律も含めて改正してくださいということ。そうだとすれば、今日の説明を聞いても、二重払いを解消した場合についての懸念やおそれの問題ばかりである。実際に生じている弊害については、一向に解消されないままで、それを解消するためのアイデアというのは出されていない。そこは強くこの仕組みを変えてでも、二重払いを解消する仕組みを構築いただきたいという点は一貫している。そこはいかがか。

（厚生労働省）部会長のおっしゃるとおり、二重払いの問題、それから、それについて御理解いただくのがなかなか大変であるというお話は承知している。一方で、この方々は単に二重払いをしているわけではなく、２つの制度に加入している。現実に同じ月内で、２つの保険に加入しているのだから、当然２つの給付を受ける可能性がある。だから、二重払いが発生している。

　例えば８月１日にある会社に入社したとして、８月２日に１億円の手術を受けたとすると、その組合から給付がされる。その後８月６日に退職し、国保に加入したとしたら８月６日以降の医療費は国保から支給される。支払だけ着目されているが、給付にも着目していただき、あわせて給付と負担のバランスの中でどういう仕組みが適切かということを私どもとしては考えなければならないと思っている。

（髙橋構成員）今の話だが、国民健康保険法だと、健康保険組合などに入っている場合は国民健康保険の被保険者にならないと書いてあって、国民健康保険の被保険者は健康保険組合などの非該当になった日、要するに国

民健康保険の適用対象外のものに該当しなくなった日からその資格を取得すると書いてある。要するに瞬間的に２つの保険に同時に入っているということは論理的にあり得ない。

（厚生労働省）私が申し上げたのは、瞬間的に２つの制度に入るということを申し上げているわけではなくて、同じ月内で２つの制度に加入しているから、２つの保険料が発生しているということを申し上げている。

（髙橋構成員）それも結局、加入している瞬間に、給付と保険が対応しているだけ。それは月を考えると２つの保険に入っているけれども、日を考えると保険料と給付は１対１対応していて、国民健康保険法の６条と７条の理屈からすると、同時に２つの保険に入っているわけにはならない。

（厚生労働省）そこは誰も否定していない。同月において2つの制度に加入しているということを申し上げている。

最初に８月１日にＡ会社に加入して、Ａ健康保険組合で医療費を受けた分について、誰がどう負担するのか、どういうやり方が最も公平かということを丁寧に議論しなければならないということを申し上げている。そういう意味で、Ａ会社に加入して 1,000 万円の医療費を使って、日割り単位で 300 円だけ健康保険料を払っても、残り 999 万 9,700 円を他の被保険者にかぶせることが本当に公平かどうかということは議論していかなければならないということを私は申し上げている。

（大橋部会長）今日の説明で、月割りにした場合の執行の問題の論点についての話があったが、もし日割りでこれを考えるとしたら、その保険に入っている期間については日割りで保険料の支払をするし、サービスも受けることになる。サービスが変わったら、今度はそちらの方の保険料を払って給付も受けるというようにすれば１対１対応になる。けれども、今、両方の保険料を１か月分払わせているから、二重払いという問題が生じていて納得できない問題があるのではないか。それに対して改善策があるのに、それをしないで二重払いを強いている。改善の余地があるのではないか。

（厚生労働省）日割りにした場合、999 万 9,700 円を他の被保険者に保険料として負担させることが公平だということをおっしゃっていることになってしまう。

（髙橋構成員）執行上の問題は幾らでも解決できる。保険者間で精算するとか、いろいろな形で。一個一個の組合がやると考えるから大変。年単位で 12 月 31 日の段階で負担と給付のバランスをみて、それで相互に全国的に調整すればいいのではないか。それは厚生労働省が考えれば、別に負担がどこかにしわ寄せになるという制度設計にはならないと思う。

（厚生労働省）そのちゃんととおっしゃっているところがどういうことか分からない。

（髙橋構成員）今言ったように、年１回、全国的に調整すればいい。

（厚生労働省）何で全国的に調整するのか。

（髙橋構成員）二重払いを解消するために、そして、公平な負担をするためには、どこかで調整する。

（厚生労働省）加入していない保険の被保険者のために、他の被保険者に負担させることになる。調整というのはどういう意味でおっしゃっているのか。

（橋本室長）事務局の室長である。事務的にいろいろ論点を整理して、論点がずれている部分については改めて事務局と議論させていただきたい。今、この場である議論でお答えいただきたいことの１つ目は、月単位では二重払いが生じている。月末の加入者のみ保険料を払うとしたときに、給付をしたにもかかわらず負担をもらえない保険者がいる。今、厚生労働省は、それをどう考えるかという御指摘をしている。それに対して、髙橋構成員、大橋部会長も含めて日割りにすれば、同時に保険証を２枚持つことはないので給付と負担の関係は１対１ではないかという御指摘をされて、それが実現できれば、今の保険者の負担と給付の問題は解決するのではないかというのについて回答がしっかりしていないという点。

２つ目は、日割りは実務上の課題が多いので、それを便宜月割りにしているとしたら、保険者の不公平感は保険者間の何らかの財政調整でできるのではないかという点。

これら２つの論点と理解している。あまりにも論点が違うようであれば、事務方と整理させていただく必要

があると思う。
（厚生労働省）理解した。視点が少し違う部分があると認識している。便宜のために月割りにしているわけではない。保険制度を運営するからには、保険は一定のリスクに対して保険料を支払っていただく。それで、瞬間風速のリスクに対して保険制度は成り立たない。今日、手術が必要だと分かっている人が民間保険に入るかというと入れない。それと同じで、一定期間のリスクに対して当然保険料を支払っていただくというのが保険の基本的な考え方。
　そうした考え方から、健康保険については月単位で保険料を負担していただくことが基本になっている、そうでなければ、例えば手術することが分かっていて、８月１日にＡ会社に加入して、Ａ会社の健康保険を使って 1,000 万円の手術を受けて、そのまま資格を脱退してしまえば給付が受けられることになる。そういうことは公平という観点、もしくは保険制度という観点から成り立ち得ないと考えている。一定のスパンを持ってリスクをヘッジしていただく仕組みとして社会保険を成り立たせているというのが現状。
（大橋部会長）そんな狙っている人ばかりではないのではないか。
（厚生労働省）そういう人のことを全部取り上げて申し上げているわけではないが、そういうケースを考えたところ、何が公平かということをより丁寧に考えなくてはいけないというのと、どの被保険者がその分を負担するかということは、真剣に考えなければならない問題だと我々は思っている。
（大橋部会長）これは会社に勤めていて会社の保険を抜ければ、強制的に国民健康保険に入るという形になっていて、制度上はここまではＡ保険で、ここからはＢ保険だということははっきりしている。それぞれに保険料を払うということであれば、日割りで考えれば一番それが分かりやすい形で１対１対応になっている。それをわざわざ月割りにしているから変なことになって、要するにカバーされていない分まで、１か月分余計に払わされているということが生じているので、それは制度的な欠陥ではないですかということを申し上げている。
（厚生労働省）多分ここから先は平行線になってしまうと思うが、要は２つの制度に加入しているのであれば、２つの保険料を払っていただくのが我々としては必要だということを申し上げているし、そうした制度の仕組みの説明が難しいというのであれば、その説明の仕方をきちんとサポートするようなことはさせていただきたいと思っている。
（大橋部会長）私どもでも分からない仕組みは、多分窓口に来た市民の人は分からない。自分がここまで入っていた保険と、新規の保険の分を両方、同じ月で払わされるなどというようなことが理解できないから現場で今混乱が生じている。その混乱が実際に執行上の問題として出てきて、この提案募集の仕組みに出てきている。だから、制度自体に問題は内在していて、それが実際に顕在化していて、その弊害をどうしましょうということをお話ししている。それを説得しようとか、そういうレベルの話ではないと思う。
（厚生労働省）二重払いが難しい問題だというのと、説明が大変だということは重々承知しているが、その上で、制度についてきちんと理解していただくというのは本当に大切なことだと思っている。先ほども申し上げたように１日で脱退したら、そこで本当に大きな給付を発生させて、その組合が潰れるようなことがあってもいいのかどうかという問題をはらんでいる。そういう中で、ほとんどの組合が全然そこは納得できないということをおっしゃっている。
　それから、もし、やろうと思ったら組合別にできなくはないけれども、組合の中にいる被保険者の中で、そういう声は一切上がっていないという状況で、私どもとしてそういった方向性を取るのはなかなか難しい問題だと考えている。
（大橋部会長）被保険者から一切出ていないというのはどういうことか。
（厚生労働省）被保険者として、１日で辞めた人の分を軽減させてあげようという認識はない。被保険者からそういう声は出ていないし、保険者からもそういう声はない。
（大橋部会長）そうであればこんな提案は出てこない。

（厚生労働省）被用者側の被保険者という意味。
（橋本室長）違う意味での被保険者、組合の被保険者。
（大橋部会長）被保険者や、自治体の窓口での問題については、あまり正面から受けてもらえずに、ベンダーなどの意見で、これはできないというような話ではないと思う。ほかの問題でも、実際にこの弊害を解消するときには、いろいろなシステム改修が必要になりますとか、費用がかかりますとかという問題はあるが、まず、その弊害を直すためにはどうしたらいいかという方針を決めた後に、システムの問題を考えることになる。保険者等の問題を課題視して、弊害の方に目をつぶるということは、私どもとしてはできないと思う。
（髙橋構成員）もう１点、追加したい。説明ができないのではなくて、国民健康保険法の５条と６条の建付けからいうと、瞬間的に２つの保険に入るということではなく、それぞれの日単位で保険と給付が均衡している。そういった意味で、現行の仕組みは制度としておかしいと思う。月割りだから二重取りするというのは立法的に制度としておかしいと思う。これは恒常的に多くの国民に関係するものだから直していただきたいというのが1点。
　もう一つは、日を狙って手術を受けるという話だが、これは国民健康保険でも同じで、要するに組合に迷惑をかけない、今まで長く勤めていた会社に迷惑をかけたくなければ、翌日に手術を受けることだってあり得る。そういうときは、国民健康保険に加入していることになり、都道府県が医療費の給付を負担する。負担については健康組合の保険も国民健康保険も同じ話。だから、そういう極端な例を持ち出して制度設計をしないというのは、私は納得できない。この２点である。
（厚生労働省）非常に短い単位で勤務される方はすごく少ないケース。そうしたケースを持ち出して、社会保険、特に被用者保険の根幹を揺るがすことは私どもとしてはなかなか難しいということを申し上げている。
（髙橋構成員）根幹がおかしいと言っている。
（大橋部会長）二重払いさせているというのは、現行の仕組みは根幹に沿っていないと思う。実際には１対１対応で入っているものなのに、何で二重払いという問題が出てくるのか。月割りにしているのだとしたら、それは運営側の便宜の話なので、そこで出てくる弊害に対しては制度的に調整の仕組みを置くということをするのが当然のこと。他の保険の仕組みではそれができているのに、ここはそれをやっていないからこんな問題が出てきている。現行制度を前提にしてという議論ではない。
（厚生労働省）現行制度を前提にしているわけではないが、考え方として、一定期間をカバーする保険を運営しているというのが健康保険の基本的な考え方。それを崩すことになれば、１日単位で入れる保険制度を作るということになるので、私どもとして、それに合わせることは難しいのではないかということを申し上げている。
（髙橋構成員）日割りは１日単位のものを認める制度ではない。単に、安定的に入っている保険に対して、制度間の割り振りを日割りで決めましょうというだけの話。今の話は１日単位の保険を認めるというではない。
（厚生労働省）確認させていただく。８月１日に入って８月２日に止めたときには幾ら保険料を払えば、何日分の保険料払うことになるのか。
（髙橋構成員）それは 30 分の１。
（厚生労働省）それが日割り単位ですか。
（髙橋構成員）そんな人はいない。申し訳ないが、そんな例外的なことを言って制度設計すべきではない。
（厚生労働省）そういう人がいないのであれば、どういう方がいらっしゃるということか。
（髙橋構成員）同月得喪の方がいらっしゃる。
（厚生労働省）それも数少ない例だと聞いています。
（髙橋構成員）でも 0.1%ある。
（厚生労働省）0.1%。
（大橋部会長）数の問題ではないと思う。
（厚生労働省）数の問題なのか、数の問題でないのか。

（髙橋構成員）非常に多くの被保険者のうちの 0.1%。それはものすごい額。
（厚生労働省）だから、制度の根幹に関わる部分について、私どもは丁寧に考えなければならないということを申し上げている。
（大橋部会長）でも、弊害が出ている。そこをどう考えているのか。
（厚生労働省）「二重保険料払いの弊害の問題」と、「給付が大きく発生しても保険料を払わなくていいとか、他の被保険者に払わせる問題」という、弊害とのバランスを見なければならないということを申し上げている。
（髙橋構成員）よく分からない。バランスは取れているのではないか。日割りをどこで調整するか分からないが、１対１対応しているのだから、そこで給付と保険料の支払とのバランスは取れていると思う。最終的に調整すれば。
（厚生労働省）健康保険組合からのアンケートを見たら分かるように、皆さんバランスが取れないということを言っている。どうして御意見として無視するのか。
（髙橋構成員）調整の制度がないということについて聞いてないのか。
（厚生労働省）何を誰が調整して誰が負担する制度か。
（髙橋構成員）それは制度設計官庁が考えてくださいと言っている。
（厚生労働省）ほかの被保険者に負担させるということか、それとも加入していた同月得喪の人に年末か月末に負担させるという制度のことを言っているのか。
（橋本室長）我々は事務的な調整の中で論点を示しているつもりだけれども、今、厚生労働省が言っている内容は、資料で全く出ていない。これは先生方に対して大変失礼な状況だと思う。事務的に議論を整理してこの場で臨んでいただきたいというのは強くお願いしたい。
　今、現役の健康保険制度の中だけで説明されているが、例えば高齢者の費用負担とか、現行でも保険者間の調整は幾らでもある。国民健康保険制度の中でも当然ある。だから、そういう様々なものを見て議論の余地はあるのではないかという御指摘に対して、保険者間と言ったのが、今の健康保険組合制度の上だけでの議論なのかどうかも含めて、しっかり論点整理をして先生方の前で議論しないと、大変失礼な状況になっているのを私は懸念している。
　まず、今説明いただいていることが紙で出ていないのが非常に不本意だということを強く申し上げたい。
（厚生労働省）何回やっていただいても構わないが、こちらから必要な論点は提示させていただく。紙で出ていないとおっしゃっている分については、紙で出させていただいているが、私の話はあくまでも例示として今回話しているものであって、そこについて例示まで全部紙で出すという話であれば、それはそれで手続をする。
（橋本室長）そうではなくて、制度の根幹について、髙橋構成員の日割りではないかという御意見に対して、医療保険制度は一定の期間入ることを前提として設計しているものですという制度論をおっしゃるから、それはちゃんと紙で主張すべきだということを申し上げている。
（厚生労働省）承知した。
　それから、制度間調整の話を室長がおっしゃっていたけれども、それについては地方自治体も含めて負担を何らかやっていくということを想定されているという理解でよろしいか。
（橋本室長）ただの例示。それこそ正に、様々な枠組みがあるという例示を申し上げている。今、先生方の御指摘は個々の方々が二重払いをしているということは許容できない現状ではないかということに対して、どのように向き合うかという点をしっかりとお答えいただきたい。
（大橋部会長）二重払いに対しての不満ということについての答えと、自治体の現場で問題が起きている弊害に対してどうお考えになるのかというところのお答えが今日はなかった。専らベンダーと組合の方の弊害の点を説明していたので、この提案制度としての答えというか、着地点を得た状況にはない。３次ヒアリングという形でもう１回整理していただいて議論させていただくということになる。

（勢一部会長代理）１点、改めて確認させていただきたい。今回アンケートをし、資料の 22 ページで件数の多い意見を御提示いただいた。この中に稀有な事案、つまり同月得喪のことに対応するために要する費用は誰が負担するのかという声があった。最後はバランスの問題というお答えなのかもしれないが、保険の根幹として、その場合には二重払いをする被保険者が負担を被るということが、厚生労働省の制度設計として是認できるのかどうかというところをお答えいただきたい。

（厚生労働省）もしかしたら、質問がよく分かっていないかもしれないが、基本的には二重払いをしていただくことが今の制度の仕組み。そういうことを前提としてシステムは組んでいただいている。そういう中で、健康保険組合は、一体誰が改修費用を負担してくれるのかと言っている。

（勢一部会長代理）そうだとすると、制度の基本的な考え方、厚生労働省の制度の評価・判断ということが大きいのかなと思ったので、是非今後、御説明をお願いできればと思う。

（大橋部会長）ベンダーの調査した数が１社という、これはどういうことか。

（厚生労働省）実務的な話として、聞くときに大体こういう論点で、同じなのではないかという見込み。そういう中で一つのベンダーに聞かせていただいた。

（大橋部会長）調査のやり方として雑というか、乱暴な気がした。もし、分かれば、そこら辺も丁寧に補足いただければと思う。

（宇野構成員）１点だけお伺いしたい。こういうことを認めると、保険者の方の経営が厳しくなるというお話だったと思う。実際の人数や、その人が払っている月額の金額からすると、同月得喪に該当する者に対して、例外的な対応を認めたとしても、そこまで大きな影響がないような気もするが、実際に潰れるというようなことは起き得るのか。標準報酬月額が 26 万円以下の人がほとんどなので、支払っている保険料を月額しっかり払ってもらったとしても、保険者の財政に対してどういうインパクトがあるのか。先ほど潰れるというお話をされていたので、そういうことが本当にあり得るのかなということをお伺いしたい。

（大橋部会長）追加で伺いたい。前回の１次ヒアリングのときに、保険者を対象にしたアンケート調査結果を出していただいて、この問題に対して正面から対応したら、どれぐらいの影響が出るかということについて数字を出してもらっていた。その出ている数字を見ると、全体の中で 0.何%で、対応ができるような数字だということを前提に、あと、ベンダーと保険者の方に聞いてみましょうという形で聞いていた。今日の話だと、すごくそこが大きな話になってしまっていた。１次ヒアリングでは保険者の経営が厳しくなるほどの規模になるという前提になっていなかった。客観的なデータをベースにすると、小さい数字の中での話なので、十分対応できるのではないですかという問題の投げかけである。

（厚生労働省）大変失礼いたしました。経緯も含めてそこがあったかもしれないので、そこは丁寧に修正し、必要な資料を出して、もう１回ちゃんと仕立てるようにしたいと思う。事前でも構いませんが、あわせてインパクトも含めて、次回に必要なことについて説明できるようにと思っている。

　私が申し上げたのは、仮に日割りにしたら結構なインパクトがあるということを申し上げているのであって、それも含めて丁寧に説明させていただく。

（宇野構成員）そういう意味では二重払い解消が大ごとの制度設計ということでもないと思うので御検討いただきたい。

（大橋部会長）それでは、前回のアンケート調査結果も踏まえてもう１回論点を整理していただき、３次ヒアリングという形にさせていただきたい。

＜通番34：診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し（こども家庭庁、厚生労働省）＞

（厚生労働省）児童福祉法、国民健康保険法、障害者総合支援法、これらの法令に基づく事業者等の不正利得の

徴収に当たっての国への返還金について、全国における実態調査を踏まえて関係省庁と協議をして対応について検討中という状況である。

関係省庁はどこなのだということであるが、38ページ、現行制度についてと書いてあるスライドがあり、障害者総合支援法に基づく介護給付費等は市町村が事業者の請求を審査の上で支給するということで、事業者の不正利得に関する返還請求についても市町村が行うことになっている。これを根拠として市町村に返還をお願いしている。４つ目の〇のところであるが、交付金が過大に交付されている場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、国は市町村に対して返還を命じなければならないとされていることから、現行の運用になっている。したがって、関係省庁というところ、これは財務省の法規課が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を所管しているところである。それから、当然財政状況は財源に係る話であるので、主計局とも相談している。そうしたところと今協議をしているところである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係もあるので、法制度上の整理も必要になることであるが、我々としてはどうすれば実現できるかという観点から現在協議を行っているところである。

（厚生労働省）国民健康保険制度も基本的に同じ状況である。関係省庁等と協議を進めているところである。

（大橋部会長）徴収困難となった返還金に係る費用負担の責任を市町村だけに負わせている点に問題があるのではないかという提案である。この問題が存在することを前提に、返還請求の生じた団体数や返還請求額等を具体的に調べていただき、調査結果を踏まえ、どのような形で解決を図るのかという観点で１次ヒアリングから進めてきた。

提案募集検討専門部会としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第18条第３項並びの規定を個別法に設ける法令改正で対応いただくのか、あるいは、国庫補助金の算定において、要綱上、不納欠損額について国庫補助金の算定対象とすることで対応している例があるところ、同様に運用で対応いただくのか、その選択はお任せすることにして検討をお願いしている。今お話があったような財務省等との調整を行い、２次ヒアリングにおいて具体的に方向性をお示しいただきたいとお願いした。現在の折衝状況と、先ほどお示しした選択肢の中でどのような方向で考えておられるのかという検討状況について、お示しいただきたい。

（厚生労働省）部会長におっしゃっていただいた認識と我々は同じ認識である。私もこの８月に着任したが、早速自治体から返還金に係る市町村負担を何とかしてほしいという切実な声を頂いている。したがって、我々も返還金に係る市町村負担について対応する必要性は重々認識した上で、先ほど申し上げたとおり、どうすれば実現できるかという観点で調整を行っているところである。

方法論については、おっしゃっていただいたとおり、法改正が必要なのか、それとも運用でできるのか、我々は特に何か決め打ちをせずに財政当局と議論をしているところであるので、今この場で結論のところについて予断を持って申し上げることは差し控えさせていただきたいと思う。何度も申し上げているが、どうすれば実現できるかという観点で財政当局と話をしているということを御理解いただければと思う。

（大橋部会長）提案募集の仕組み自体は年ごとに動いているもので、年末に向けて、対応方針をまとめていくことになる。本件は、昨年の対応方針において令和８年度中に結論を得ることとされているが、具体的なスケジュールについて、どのような形で専門部会として受け止めたらよいか、教えていただきたい。

（厚生労働省）御指摘いただき感謝する。本提案も公的な文書で決まっているのは令和８年度中に結論を得るということであるため、正に読んで字のごとくになる。一方で、我々は役人だから、当然財務省も役人であり、こうした地方分権で御提案をいただきながらやっているというスケジュール感というのは我々も頭に置きながら議論しているつもりである。

この２次ヒアリングの状況で具体の状況をお示しできないのは、我々まだ調整中なものだが、地方分権における全体のスケジュールを横目で見ながら、頭に置きながら、最終的には令和８年度中に結論だが、全体のスケジュールを横目に置きながら結論を導いていきたいと考えている。

（大橋部会長）返還金に係る市町村負担の問題については、提案を受け付けて以降も１次ヒアリング後に、地方三団体の代表の方とお会いして御意見を伺う機会があったところ、全国知事会、全国市長会、全国町村会のいずれの団体からも、この問題について非常に強い要望の声が寄せられており、本提案は非常に関心が高い問題であるため、是非早期に実現いただきたい。

折衝の状況やスケジュールの進行具合については、随時事務局と協議いただき、専門部会でも状況を確認して、そのような対応状況や方針であれば良いだろうということになればまとめに入らせていただくが、まだ確認が必要だということが出てきた場合は３次ヒアリングという形でもう１回御意見を聞かせていただく機会を設けるかもしれない。

（厚生労働省）承知した。

＜通番３：住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等（厚生労働省）＞

（大橋部会長）身体障害者の例でいくと、今は住民基本台帳のための届出を１回して、その後、市町村の障害福祉担当のところにもう１回個別法に基づいて届出をするという二重の手間がある。我々が最も重視しているのはここを一本化して、市民の方と障害を抱えている方の便宜になるようにということである。そのため、まず、ここをワンスオンリーにしたいというのが一番の関心事であり、それができれば、ここの２つの事務の間での情報の齟齬や漏れがなくなるので、市町村としては今それに非常に苦慮しているので、そこも軽減されて、市町村レベルも楽になる。この２つを一番重視している。

逆に言うと、障害担当課から都道府県に対しての進達のところについては、経由事務等については当部会でも指摘しているが、ここは先ほどの問題からすると二次的なものであると把握していた。

前回の１次ヒアリングでは、介護保険などの場合には、窓口が両方とも同じところであるため、ワンスオンリーはやりやすいということに対して、今回はそこが違っているため、その点をどうやって工夫するかということを議論し、我々はそこが克服できるという前提で２次回答を待っていたのだが、今日の回答だと結局最後はこの点がネックになっているということだと思う。

我々が考えていたのは、住基台帳が手帳所持者の異動情報を得たときに、これは提案団体からも同様の意見を頂いているが、同じ市町村内で情報提供を行い、福祉部局のところに当該情報がいくようにして、それを受けた市町村の担当課がこれまでどおり都道府県に進達することで、都道府県も情報は得られる。多くの場合には、同じ市町村内であれば、窓口で手帳を受け取り、その場で返還するということをやっているので、情報提供を受けた市町村の障害担当課が手帳を返還するというような形でワンスオンリーが実現できるのではないかという発想でいた。

そうすれば、都道府県が先ほどおっしゃったように悉皆的に調べる必要はない。市町村として見れば、一つ手間をかぶることになるが、それをやるだけのメリットはあり、届出者の便宜にもなるほか、齟齬があった場合のことを考えれば、この方がはるかに楽だということで、この提案が出された。

本日の回答を見ると、その他のところで御検討された結果、情報提供のところで同意の問題があるという話があった。

確かに個人情報の問題があるが、その場合には本人同意を取るか、法律上に同意を必要としない旨の規定を置けば克服できる。この提案は、法令改正も念頭に置いており、現行制度を前提にしていないので、同意の問題は、場合によっては法令に書いて、同意は得たものとして情報提供を市町村内で行うことによって、ワンスオンリーが実現できるというモデルを念頭に置いており、それでいけば、この提案を受けることができるのではないか、ということを念頭に置いて考えた。

そうすると、そちらが懸念している点は、幾つか潰しているつもりであるので、是非、今お伝えしたモデルを前提に考えていただきたいが、いかがか。

（厚生労働省）部会長の具体的な御提案を前提とした関係省庁との調整まではやっていないので、あくまで私個人の見解として申し上げるが、それでも難しいところは、結局、住民基本台帳法の世界において住民票をどのように利用できるかということが法律上書かれている中で、住民票を管理するのは市町村であり、市町村が事務を行っているものについては、例えば介護保険の被保険者情報を管理する、国民健康保険の被保険者情報を管理する、ということが法律上、住民票の使い道として規定されている。

そうすると、住民票の届出、住所変更の届出を出してもらったときに、先生方の御案内のとおり、それを法律上もみなすとか、あるいは付記していただくとか、そういう手当を、住民基本台帳法と介護保険法や国民健康保険法、双方で手当をした上で、それを使うということが手続上も法的に経て実現できた。だから、同じように法的整備を行えばできるのではないかという御発想だと思う。

外形的にはそうだと思うが、問題は手帳の事務自体が都道府県の事務になっているということであり、少なくとも住民基本台帳法の事務として、つまり私が手帳を持っている人かどうか、私が精神障害者かどうか、身体障害者かどうかということは住民票上に記載されていない。それを記載することは市町村の事務でないもの、経由事務をやっている、進達事務をやっているという意味では市町村の事務も関わっているが、権限を持った者でない人の事務についてもそういうことが書けるのかという問題において、介護保険法などと、並びの世界と少し次元が違うのかなと思っている。そうした意味において、まだ解決すべき課題があると考える。

（髙橋構成員）我々が考えているのは、ほとんどの市町村は総合窓口を設置しているところ、そこには当然、諸々の事務の担当権限を持っている職員がいる。その中で、１回届出をすれば、誰かが全部の事務について権限を持っているから、そこで処理できる。もしくは、併任をかけるという形で、手帳の実際の交付事務もできるのではないかという話なのである。だから、今の御懸念はそういう形で解消できるのではないかと思う。

（厚生労働省）そういう意味で、介護保険の被保険者情報のように、もともと住民票情報を使うという前提で、さらに手続上、住民票の届出をもってみなすとする世界がある中で、今、少なくとも住民票の使い道として手帳を所持しているかどうかは、私が住民票を取っても記載されていない。それを例えば記載するのかとか、そういう意味でもう一段、つまり手続上の同意とか、そういうところさえ乗り越えれば実現できるかというよりも、この住民票というもの、住民基本台帳ネットワークというものの使い道として、この手帳というものをどう位置付けるかという問題とも関わってくるのではないかということである。

（髙橋構成員）少なくとも身体障害者福祉法は、市町村の経由事務となることが施行令に書いてある。

（厚生労働省）然り。そのため、経由事務が書いてあると私が申し上げたとおり、経由事務という意味では市町村が関わっているので、できないと申し上げているわけではないが、介護保険や国民健康保険と全く同じかというと、そうではないということを申し上げたつもりである。

（髙橋構成員）市町村も経由事務で情報は取得している。転居届が出れば、当該転居に関する手帳についての情報を得ている。

（厚生労働省）然り。先ほど申し上げたとおり、当該情報を取得して、進達を行い、台帳として管理をするのは都道府県という役割分担になっている。

（大橋部会長）本部会は、とにかく今、こういう弊害・問題が起きていて、これをなるべく解決したいという問題解決思考で、そのためには何ができるのか、何をしたらいいのかという発想でいるため、現行法はあまり気にしておらず、必要であれば変えてもらえばいいと考える。そのため、先ほどの同意の問題についても、同意が心配であれば書いてもらえばよく、今までの、例えば住民基本台帳ネットワークの使い道について何か心配があるのだとすれば、そこのところについてもそういう利用の仕方もあるというような形で書いていただくとか、そうしたことをやってでも実現したいということなので、御検討いただきたい。

（厚生労働省）検討しないと申し上げているわけではなく、一段違うということを申し上げたのと、我々の判断だけではなく、正に住民票の制度を所管している総務省や、いわゆる本質的な、市町村を経由しているという

意味では市町村も使っているのだが、そういうものに使うということを位置付けるということが可能なのかということ。また、実務上、どうしても手帳を返すところが必要になるため、少なくとも市町村の中で、おっしゃるとおり、総合窓口のようなところで、現場で工夫をして御対応いただくのだと思う。

一方で、手帳をいただいて返すということの実務との関係もフローとして整理をしなくてはいけない。ただ、今日はっきりと理解したのは、進達の事務については、変わらなくてもいいということ。その理解でよいか。

（大橋部会長）然り。

（厚生労働省）その点を踏まえて、もう一度改めて検討するが、それでもハードルがあるという感覚だけは共有させていただきたい。

（大橋部会長）総務省の話が必要であれば、総務省にも出てきていただいて、ヒアリングの場で説明いただいてもいいとは思うが、住民基本台帳の仕組み自体は、市町村が実施する各種サービスの基礎データとして、住民の情報を持っているということがある。それを、最も大事な福祉の世界のサービスで使うというときに、来庁した市民の方がワンスオンリーで済むというメリットがあったり、市町村事務にもメリットがあり、現場からこれだけの声が上がっている支障が解消できるのだとすれば、住民基本台帳ネットワーク側にも考えていただくのであれば考えていただくという、ハードルが一段上がるのかもしれないが、そこまで含めてでも、是非解決したいと考えている。現行制度の枠の中だけで議論するつもりはない。

今お話のあったように進達のところは、本提案の場合には、市町村が都道府県の露払いのような形で使われているというものではなく、正に自分たちの事務をやるために、市民のために、一つ手を入れているというものなので、我々のやっているほかの経由事務の廃止を求める提案の整理とは違うものだという認識である。そのため、進達事務は残す前提で、今までの仕組みとぶつかる部分は確かにあると思うのだが、是非そこを御検討いただきたい。

（厚生労働省）検討する。ただ、基本的に住民票に載っている事務は、正に基礎自治体として市町村が管理し、把握するものであり、手帳で言えば都道府県の役割の一部を担っている市町村で、そういうことについて使われていることが基本だと思っている。この点は総務省と議論する。それと比べると、この手帳とか手当の場合は都道府県が台帳を管理する主体であり、仮に住民票に手帳を持っている人だと書くとしたときに、そうしたことを管理すべき主体というのは、本当は都道府県となる。

そのため、市町村が管理する住民票の世界、住民基本台帳の世界において、都道府県が主体となる事務の情報が記載され、管理されることは、進達事務をやっているのだから当然だろうという考え方もある一方で、介護保険のように、市町村が自分で責任を持っている事務の範囲ではないことをどう整理し得るのか、難しいのかという辺りを総務省とも御相談してみたいと思う。

（大橋部会長）都道府県が管理する仕事であっても、手帳のようなものは身近なところでやっていただく方が便利であり、サービスにもつながるということで、市町村窓口で書き換えをしている現実があり、そういう仕組みになっていることを前提とすると、本提案で求めていることは、この仕組み、今の段階と適合する部分もあるのかなという見方をしているので、そういう形で整理いただきたい。

（髙橋構成員）これは個人的な話だが、都道府県の役割については、広域的に、適切に、誰が都道府県にいるかということ把握して管理する役割と整理することもあり得る。そして、市町村については経由と書いているが、市町村への届出にして、その届けられた情報を都道府県に台帳の管理のために送り、市町村への届出段階については住民基本台帳法の転居届出等が出されたときに、身体障害者手帳等の届出に代えるという手法もありかと思う。都道府県の役割を、現状を前提にするのではなく、少し整理し直すとうまくいくのではないか。

（厚生労働省）これはブレインストーミングで申し上げるが、住基にそういう情報を載せるということは、ある意味で、市町村が台帳を管理しているのと外形的に同じ状況に見える。例えば、進達のみを実施しているときには、その市町村が実際には進達した情報を持っているかもしれないし、管理されているかもしれないが、法

制度上は管理する義務はなく、進達さえすれば、あとは県が管理する話になる。それが、住民票上に手帳情報が載っている、それを市町村が見られるということになると、それは市町村が管理するということになる。それは髙橋先生がおっしゃったように、そういう役割にしてしまえばいいということなのかもしれない。

逆に言うと、ある意味で、都道府県がやっている事務の責任が市町村にあると見ることもできることから、事務の位置付けをどうするかということも含めて、手帳の認定、身体障害者手帳の場合にはある程度外形的で、そんなにぶれはないかもしれないが、精神の手帳の場合は、東京都で精神の認定を受けた人が、千葉県に移ったときに、権限主体としてもう一度手帳を交付する。つまり、既存の東京都が出した手帳の住所を書き換えるのではなく、千葉県として新しく手帳を交付するということになる。

（髙橋構成員）２年ごとに認定を変えるという話ではなかったのか。住所を何回も変えたら、その度に認定し直すのか。

（厚生労働省）認定期間は引継がれるが、住所変更をした場合は、新しい住所地の都道府県が手帳を交付するということである。

（大橋部会長）情報提供を市町村内でやって、市町村が都道府県に進達をするというベースの考え方は一貫している。都道府県をまたいだ場合には、都道府県のところで手帳の問題は出てくるが、手帳の情報だけが県まで行くという進達事務は同じように残ると考えているので、この手続をベースにして整理いただき、是非事務局と詰めていただきたい。

進達辺りのところで認識が違ったのかもしれないが、そこは今日お伝えしたとおりであるため、一段レベルが上がってしまうのかもしれないが、御検討をお願いしたい。

（髙橋構成員）進達の場合、市町村は手帳の住所変更に係る情報を廃棄する義務はあるのか。届けられた変更情報について、実務上、全て都道府県に送ることになっているのか。

（厚生労働省）届出の原本は都道府県まで行くが、市町村も控えは持っている。

（髙橋構成員）控えがあるのなら、市町村は情報を持っている。

（厚生労働省）位置付けとして、市町村は進達の事務を行うという意味で、権限主体がどうかということは、先ほどの住民票に手帳に係る情報を載せる、管理ができるということとは少し次元が違うことを申し上げたつもりでいるので、決して検討しないと申し上げたわけではなく、ハードルが高いということをお伝えした。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）